

鳥取県地域医療介護総合確保基金事業（介護分）補助金交付要綱

制定 平成27年9月2日付第201500080600号

最終改正 令和7年11月18日付第202500167730号

鳥 取 県 福 祉 保 健 部 長 通 知

（趣旨）

- 第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）
第4条の規定に基づき、鳥取県地域医療介護総合確保基金事業（介護分）補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（交付目的）

- 第2条 本補助金は、高齢者が可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、地域の実情に応じた介護施設等の整備及び介護従事者の確保に関する事業を支援することにより、地域包括ケアシステムを構築することを通じ、地域における医療及び介護を総合的に確保することを目的として交付する。

（補助金の交付）

- 第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、平成26年9月12日付老発0912第1号厚生労働省老健局長通知の別紙「地域医療介護総合確保基金管理運営要領」に基づいて行う別表1の第2欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第3欄に掲げる者及び別表2の第2欄に掲げる事業（以下「間接補助事業」という。）を行う同表の第3欄に掲げる者に対し本補助金の額以上の間接補助金を交付する市町村に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。
- 2 本補助金の額は、次により算定した額以下とする。ただし、千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。
- （1）補助事業にあっては、総事業費から寄付金その他の収入（本補助金を除く。）の額を控除した額、当該補助事業に要する別表1の第4欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。以下「実支出額」という。）と同表の第5欄に掲げる額を比較していずれか低い額に同表の第6欄に定める率を乗じて得た額とする。
 - （2）間接補助事業にあっては、総事業費から寄付金その他の収入（本補助金を除く。）の額を控除した額、当該間接補助事業に要する別表2の第4欄に掲げる経費（以下「間接補助対象経費」という。）（仕入控除税額（間接補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。以下「間接実支出額」という。）と同表の第5欄に掲げる額を比較していずれか低い額に同表の第6欄に定める率を乗じて得た額とする。
- 3 鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業及び間接補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

（流用の禁止）

- 第4条 別表1の第2欄及び別表2の第2欄に掲げるそれぞれの事業の間においては、経費の流用をしてはならない。

(交付申請の時期等)

第5条 本補助金の交付申請は、毎年知事が別に定める日までに行わなければならない。

- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、別表1の第8欄及び別表2の第8欄に掲げるものとする。
- 3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、第3条第2項の規定にかかわらず、実支出額及び間接実支出額に代わり仕入控除税額を含む補助対象経費及び間接補助対象経費の額から寄付金その他の収入（本補助金を除く。）の額を控除した額を用いて算定した額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第6条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第4号によるものとする。
- 3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から、当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(間接交付の条件)

第7条 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、第3条第1項に規定する間接補助金（以下、単に「間接補助金」という。）を交付するときは、その交付を受ける者（以下「間接補助事業者」という。）に対し、次の表の左欄に掲げる規則の規定（これらの規定中同表の中欄に掲げる字句を同表の右欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えたものとする。）に準じた内容の条件を付さなければならない。

第12条(第4項を除く。)、 第13条から第14条まで、 第16条第2項後段、 第17条、第25条及び第26条	補助事業者等	間接補助事業者
	交付決定	間接交付の決定
	補助事業等	間接補助事業
	知事	補助事業者
	様式第2号による	補助事業者が定める
	対象事業	間接補助事業
	様式第3号による	補助事業者が定める
	補助金等及び間接県費補助金等	間接補助金

(承認を要しない変更)

第8条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、本補助金の増額及び2割を超える減額以外の変更とする。

- 2 第6条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(間接的な変更等の承認)

第9条 補助事業者は、第7条の規定により付した規則第12条の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業について変更等の承認をしようとするときは、あらかじめ規則様式第2号による申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

- 2 第6条第1項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。
- 3 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第12条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の別に定める変更を定めるに当たっては、交付決定額の増額及び2割を超える減額の変更並びに間接補助事業の中止及び廃止を定めてはならない。

(遂行状況報告)

第10条 本補助金の事業遂行状況報告については、様式第5号により毎年度12月末現在の状況を翌月10日までに知事に報告しなければならない。

2 前項の事業は、別表1の第7欄及び別表2の第7欄に○印を付したものとする。

(指示等の報告)

第11条 補助事業者は、第7条の規定により付した規則第13条又は第16条第2項後段の規定に準じた内容の条件に基づき間接補助事業者に対して指示をし、又は間接補助事業者から報告を受けたときは、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

(実績報告の時期等)

第12条 規則第17条第1項の規定による報告（以下、「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業及び間接補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から30日を経過する日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月30日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、別表1の第9欄及び別表2の第9欄に掲げるものとする。

3 規則第17条第3項の報告書は、様式第6号によるものとする。

4 補助事業者は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額及び間接補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

5 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第7号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(間接補助金の支払)

第13条 補助事業者は、本補助金の支払を受けたときは、その支払を受けた額に応じた額の間接補助金を、遅滞なく間接補助事業者に支払わなければならない。

(処分を制限する財産等)

第14条 規則第25条第2項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間）とする。

2 規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上（事業者が地方公共団体以外の者の場合は30万円以上）の機械及び器具

(2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの

3 第6条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。

(間接的な財産処分の承認)

第15条 補助事業者は、第7条の規定により付した規則第25条第2項の規定に準じた内容の条件に基づき、財産の処分の承認をしようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

- 2 第6条第1項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。
- 3 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第25条第2項ただし書の期間を定めるに当たっては、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間）より短い期間を定めてはならない。
- 4 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第25条第2項第4号の財産を定めるに当たっては、次に掲げる財産を定めなければならない。ただし、当該財産以外の財産を定めることを妨げない。
 - (1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具
 - (2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの

（収益納付）

- 第16条 補助事業者は、補助事業及び間接補助事業により取得し又は効用の増加した財産を処分したことにより、自らに収入があったときは、当該収入があったことを知った日から1か月以内に知事にその旨を報告しなければならない。
- 2 前項の場合において、知事がその収入の全部又は一部に相当する額を県に納付するよう指示したときは、補助事業者は、これに従わなければならない。

（雑則）

- 第17条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、福祉保健部長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年9月2日から施行し、平成27年度事業から適用する。
- 2 平成27年7月1日から施行日の前日までの日に補助事業者が着手した事業のうち、平成27年7月7日に策定した医療介護総合確保推進法に基づく鳥取県計画（以下「計画」という。）において実施することが計画されている事業、知事が認める事業については、本要綱に基づき実施したものとみなす。

附 則

この要綱は、平成28年4月10日から施行し、平成28年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年6月21日から施行し、平成28年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年6月5日から施行し、平成29年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年6月4日から施行し、平成30年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年7月18日から施行し、平成30年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年10月16日から施行し、平成30年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年3月11日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年6月26日から施行し、令和元年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年7月6日から施行し、令和2年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年3月4日から施行し、令和2年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年3月26日から施行し、令和3年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年3月29日から施行し、令和3年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年8月3日から施行し、令和3年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年10月12日から施行し、令和3年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年12月22日から施行し、令和3年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年3月30日から施行し、令和4年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年10月19日から施行し、令和5年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年5月1日から施行し、令和6年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年10月5日から施行し、令和6年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年5月20日から施行し、令和7年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年11月18日から施行し、令和7年度事業から適用する。

別表1(第3条、第4条、第5条、第8条、第12条、第14条、第16条関係)

1	2	3	4	5	6	7	8	9
事業分類	補助事業	事業実施主体	補助対象経費	基準額	補助率	実行状況報告	申請添付書類	実績添付書類
介護施設等の 整備に関する事業	介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化設備事業(特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、養護老人ホーム、軽費老人ホーム(定員30名以上))	第2欄に掲げる事業を実施する事業者	第2欄に掲げる施設(施設)の整備(一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。)(※3) 工事費又は工事請負費(※1)及び工事事務費(※2)。(※3)	1,400千円/定員数	10/10	○	・様式第1号 ・様式第2-2-1号 ・様式第3号	・様式第1号 ・様式第2-2-1号 ・様式第3号
	災害レスポンスに所在する老朽化著した広域型介護施設等の移転改築整備(ケアハウス(特定施設入居者生活介護)の指定を受けるもの、なお、移転に伴い、軽費老人ホームA型・ケアハウス(特定施設入居者生活介護)の指定を受けたいもの)から施設類型をケアハウス(特定施設入居者生活介護)の指定を受けるものに変更する場合も対象とする。)(定員30名以上)	第2欄に掲げる事業を実施する事業者	第2欄に掲げる施設(施設)の整備(一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。)(※3) 工事費又は工事請負費(※1)及び工事事務費(※2)。(※3)	5,530千円/定員数	10/10	○	・様式第1号 ・様式第2-2-2号 ・様式第3号	・様式第1号 ・様式第2-2-2号 ・様式第3号
	介護施設等の施設開設準備経費等支援事業							
	介護施設等の開設時、増床時及び再開設時(改築時)に必要な経費(介護老人保健施設、介護医療院、ケアハウス(特定施設入居者生活介護)の指定を受けるもの)、介護付きホーム(有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅である)、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの(定員30名以上))	第2欄に掲げる事業を実施する事業者	第2欄に掲げる施設(施設)の増床時等(増大6ヶ月間を上限とする。)、増大6ヶ月間を上限とする。)、資金(増大6ヶ月間を上限とする。)、旅費、役務費、委託料又は工事請負費(※1)	1,030千円/定員数	10/10	○	・様式第1号 ・様式第2-2-1号 ・様式第3号	・様式第1号 ・様式第2-2-1号 ・様式第3号
	介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入に必要な経費(令和2年4月14日老高発0414第1号、老振発0414第1号厚生労働省老健局高齢者支援課長・振興課長通知「地域医療介護総合確保基金(介護従事者の確保に関する事業)における「管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業」の実施について」の別紙1を準用する。)	第2欄に掲げる事業を実施する事業者	第2欄に掲げる施設の大規模修繕の際にあわせて行う、介護ロボット・ICTの導入に必要な経費(令和2年4月14日老高発0414第1号、老振発0414第1号厚生労働省老健局高齢者支援課長・振興課長通知「地域医療介護総合確保基金(介護従事者の確保に関する事業)における「管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業」の実施について」の別紙1を準用する。)	520千円/定員数	10/10	○	・様式第1号 ・様式第2-2-1号 ・様式第3号	・様式第1号 ・様式第2-2-1号 ・様式第3号
介護施設等の 整備に関する事業	既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業							
	既存施設のユニット化改修(介護老人保健施設)	第2欄に掲げる改修を実施する事業者	①個室→ユニット化改修に係る経費(工事費又は工事請負費(※1)及び工事事務費(※2)) ②多床室(ユニット型個室的多床室を含む。)->ユニット化改修:2,860千円/整備床数	1,480千円/整備床数	10/10	○	・様式第1号 ・様式第2-2-3号 ・様式第3号	・様式第1号 ・様式第2-2-3号 ・様式第3号
	既存の特別養護老人ホームにおける多床室のプライバシー確保のための改修(工事費又は工事請負費(※1)及び工事事務費(※2))	第2欄に掲げる改修を実施する事業者	既存の特別養護老人ホームにおける多床室のプライバシー確保のための改修に係る経費(工事費又は工事請負費(※1)及び工事事務費(※2))	906千円/整備床数	10/10	○	・様式第1号 ・様式第2-2-4号 ・様式第3号	・様式第1号 ・様式第2-2-4号 ・様式第3号
	介護施設等の看取り環境の整備(特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、介護付きホーム(有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅等)において、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの(定員30名以上))	第2欄に掲げる改修を実施する事業者	第2欄に掲げる施設(特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、介護付きホーム(有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅等)において、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの(定員30名以上))の整備(一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。)(※3) 工事費又は工事請負費(※1)及び工事事務費(※2)。(※3)	4,330千円/1施設	10/10	○	・様式第1号 ・様式第2-2-5号 ・様式第3号	・様式第1号 ・様式第2-2-5号 ・様式第3号
	介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業							
介護施設等の 整備に関する事業	介護施設等における簡易障往装置の設置に係る経費支援事業	第2欄に掲げる事業を実施する事業者	簡易障往装置:5,340千円/1台(知事が認めた台数)(定員数を上限とする)	1/3	1/3	○		
	介護施設等における多床室の個室化に要する改修費支援事業	第2欄に掲げる事業を実施する事業者	①ユニット型施設の各ユニットへの玄関室設置によるゾーニング経費支援:1,240千円/1箇所 ②従来型個室・多床室のゾーニング経費支援:7,410千円/1箇所 ③多床室個室の整備等経費支援:4,330千円/施設・事業所	1/3	1/3	○	・様式第1号 ・様式第2-2-6号 ・様式第3号	・様式第1号 ・様式第2-2-6号 ・様式第3号
	介護施設等における多床室の個室化に要する改修費支援事業	第2欄に掲げる事業を実施する事業者	1,220千円/定員数	1/3	1/3	○		
	介護施設等における多床室の個室化に要する改修費支援事業	第2欄に掲げる事業を実施する事業者	介護職員1定員当たりの床へ床面積(バリエーション、廊下、階段等共用部分を含む。)>33㎡ ※上記の基準面積は、補助金算出の限度となる面積であり、実際の建築面積が上記を上回る場合には、実際の当該建築面積を基準面積とする。	1/3	1/3	○	・様式第1号 ・様式第2-2-7号 ・様式第3号	・様式第1号 ・様式第2-2-7号 ・様式第3号
	介護施設等における多床室の個室化に要する改修費支援事業	第2欄に掲げる事業を実施する事業者	介護職員1定員当たりの床へ床面積(バリエーション、廊下、階段等共用部分を含む。)>33㎡ ※上記の基準面積は、補助金算出の限度となる面積であり、実際の建築面積が上記を上回る場合には、実際の当該建築面積を基準面積とする。	1/3	1/3	○		

【※】 1 工事請負費は、県内事業者が施行したもの、委託費は、県内事業者が実施したものに限る。ただし、やむを得ない事情で県外事業者への発注が困難と認められた場合には、この限りでない。
2 工事事務費とは、(工事)施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等を含む。その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。
3 ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費に、これと同額と認められる委託費及び担当と認められる購入費等を含む。
4 宿舍の一部を外国人専用とする場合は、合理的な方法により補助対象経費を控分して、補助率を乗じる。

1	2	3	4	5	6	7	8	9
事業分類	補助事業	事業実施主体	補助対象経費	基準額	補助率	遂行状況報告	申請添付書類	実績添付書類
介護従事者の確保に関する事業	(1) 参入促進	A. 地域における介護のしごと魅力発信事業 B. 若者・女性・高齢者など多様な世代を対象とした介護の職場体験等事業 C. 地域の支え合い・助け合い活動に係る担い手確保事業 D. 介護未経験者に対する研修等支援事業 E. 多様な人材層(若者・女性・高齢者)の参入促進事業 F. 介護に関する入門的研修、生活援助従事者研修の受講等支援事業 G. 将来の介護サービスを支える若年世代の参入促進事業 H. 多様な人材層に対する介護人材キャリアアップ研修支援事業 I. 潜在介護福祉士等の再就業促進事業 J. 権利擁護人材育成事業 K. 介護予防の推進に資する専門職種の指導者育成事業	一般社団法人山陰言語聴覚士協会(鳥取県言語聴覚士会) 一般社団法人鳥取県介護福祉士会 一般社団法人鳥取県作業療法士会 一般社団法人鳥取県理学療法士会 公益財団法人介護労働安定センター鳥取支部 公益社団法人鳥取県看護協会 公益社団法人日本認知症グループホーム協会鳥取支部 社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会 鳥取県介護支援専門員連絡協議会 鳥取県社会福祉施設経営者協議会 鳥取県小規模多機能型居宅介護事業所連合会 鳥取県内の市町村及び南部貫牧屋広域連合 鳥取県民間介護事業者協議会 鳥取県老人福祉施設協議会 鳥取県老人保健施設協会 鳥取社会福祉専門学校 YMCA米子医療福祉専門学校	第1欄に掲げる事業の實施に必要な報酬、給料、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料(県内事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りでない。)、使用料及び賃借料、備品購入費(ただし、10万円以下の物品とする。)、負担金、補助及び交付金。 ただし、第5欄の①及び②に掲げる取組に係る人件費(報酬、給料、共済費、賃金)については27万円とし、旅費のうち講師宿泊費は職員の旅費等に関する条例(昭和27年鳥取県条例大40号)に準じて算定した額とする。	10/10	—	・様式第1号 ・様式第2—1号 ・様式第3号	・様式第1号 ・様式第2—1号 ・様式第3号
	(2) 資質の向上							
(3) 労働環境・処遇の改善								

別表2(第3条、第4条、第5条、第8条、第12条、第14条、第15条、第16条関係)

1	2	3	4	5	6	7	8	9	
事業分類	間接補助事業	事業実施主体	間接補助対象経費	基準額	補助率	遂行状況報告	申請添付書類	実績添付書類	
地域密着型サービス等整備助成事業	地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 認知症高齢者グループホーム又は小規模多機能型居宅介護事業所との合築・併設を行う場合に限る。 認知症高齢者グループホーム 小規模多機能型居宅介護事業所 看護小規模多機能型居宅介護事業所 (いずれも空き家を活用した整備を除く。) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 認知症対応型デイサービスセンター (空き家を活用した整備に限る。) 介護予防施設 介護医療院(定員29名以下) ケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)(定員29名以下)	第2欄に掲げる施設を整備する事業者	第2欄に掲げる施設等の整備(施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費(※1)及び工事事務費(※2)。(※3)	5,530千円／整備床数 5,530千円に1.05を乗じた額／整備床数 41,500千円／1施設 7,330千円／1施設 11,000千円／1施設 11,000千円／1施設 69,200千円／1施設 5,530千円／整備床数	10/10	○	・様式第1号 ・様式第2-3-1号 ・様式第3号	・様式第1号 ・様式第2-3-1号 ・様式第3号	
	介護施設等の施設開設準備経費等支援事業								
	地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 認知症高齢者グループホーム 小規模多機能型居宅介護事業所 看護小規模多機能型居宅介護事業所 介護付きホーム(定員29名以下)(有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの) 介護医療院(定員29名以下) ケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)(定員29名以下) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 介護付きホーム(定員30名以上)(有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの) 介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入に必要な経費(定員29名以下の地域密着型施設等)(地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室、小規模な介護老人保健施設、小規模な介護医療院、小規模なケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、小規模な介護付きホーム(有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)) 介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入に必要な経費(定員30名以上の広域型施設等)(特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室、介護老人保健施設、介護医療院、ケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)、養護老人ホーム、介護付きホーム(有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの))	第2欄に掲げる施設を開業する事業者	第2欄に掲げる施設等の整備(施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費(※1)及び工事事務費(※2)。(※3)	1,036千円／定員数 (小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所においては、宿泊定員数とする。) 17,400千円／施設数 1,036千円／定員数 520千円／定員数 520千円／定員数 1,400千円／定員数	10/10	○	・様式第1号 ・様式第2-3-1号 ・様式第3号	・様式第1号 ・様式第2-3-1号 ・様式第3号	
	介護施設等の創設条件を行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備事業(介護老人保健施設(定員30名以上))								
	既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業								
	介護施設等の整備に関する事業	既存施設 既存施設 介護施設等の看取り環境の整備(看護小規模多機能型居宅介護事業所、認知症高齢者グループホーム)	第2欄に掲げる事業を実施する事業者	第2欄に掲げるユニット化改修に係る経費(工事費又は工事請負費(※1)及び工事事務費(※2))。(※3)	①居室→ユニット化改修:1,480千円／整備床数 ②多居室(ユニット型個室の多居室を含む。)→ユニット化改修:2,960千円／整備床数	10/10	○	・様式第1号 ・様式第2-3-3号 ・様式第3号	・様式第1号 ・様式第2-3-3号 ・様式第3号
		介護施設等の看取り環境の整備(看護小規模多機能型居宅介護事業所、認知症高齢者グループホーム)	第2欄に掲げる事業を実施する事業者	第2欄に掲げる施設のための改修に係る経費(工事費又は工事請負費(※1)及び工事事務費(※2))。(※3)	4,330千円／1施設	10/10	○	・様式第1号 ・様式第2-3-4号 ・様式第3号	・様式第1号 ・様式第2-3-4号 ・様式第3号

1	2	3	4	5	6	7	8	9
事業分類	間接補助事業	事業実施主体	間接補助対象経費	基準額	補助率	遂行状況報告	申請添付書類	実績添付書類
介護施設等の整備に関する事業	介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業							
	介護施設等における簡易居住装置の設置に係る経費支援事業	第2欄に掲げる事業を実施する事業者	第2欄に掲げる事業の実施に必要な備品購入費、工事費又は工事請負費(※1)及び工事事務費(※2)。(※3)	簡易居住装置:5,340千円/1台(知事が認めた台数)(定員数を上限とする) 従来型個室・多床室のソーニング経費支援:7,410千円/1箇所	1/3	○	・様式第1号 ・様式第2-3-5号 ・様式第3号	・様式第1号 ・様式第2-3-5号 ・様式第3号
	介護施設等における経費支援事業	第2欄に掲げる事業を実施する事業者	第2欄に掲げる事業の整備(宿舍の整備又は工事費又は工事請負費(※1)及び工事事務費(※2)。(※3)	1,220千円/定員数				
	介護施設等における改修費支援事業	第2欄に掲げる事業を実施する事業者	第2欄に掲げる事業の改修(宿舍の改修又は工事費又は工事請負費(※1)及び工事事務費(※2)。(※3)	介護職員1定員当たりの延べ床面積(バルコニー、廊下、階段等共用部分を含む。)33㎡ ※上記の基準面積は、補助金算出の限度となる面積であり、実際の建築面積が上記を下回る場合には、実際の当該建築面積を基準面積とする。	1/3 ※外国人職員専用宿舍の場合は1/10上乗せ(上限20,000千円)(※4)	○	・様式第1号 ・様式第2-3-6号 ・様式第3号	・様式第1号 ・様式第2-3-6号 ・様式第3号

【※】 1 工事請負費は、県内事業者が施行したものに限る。ただし、やむを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りでない。
2 工事事務費とは、工事施工のための直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等でない、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。
3 ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これに同等と認められる委託費及び分担金及び通当と認められる購入費等を含む。
4 宿舍の一部を外国人専用とする場合は、合理的な方法により補助対象経費を控分して、補助率を乗じる。